

令和7年度
株式会社平山組
安全大会

諫早労働基準監督署

- 1 災害事例と危険予知活動
- 2 熱中症予防対策
- 3 お知らせ

1 災害事例と危険予知活動

災害事例

足場の組立て作業中、妻側の端から墜落した。
被災者：男性、47歳 傷病名：脳挫傷ほか

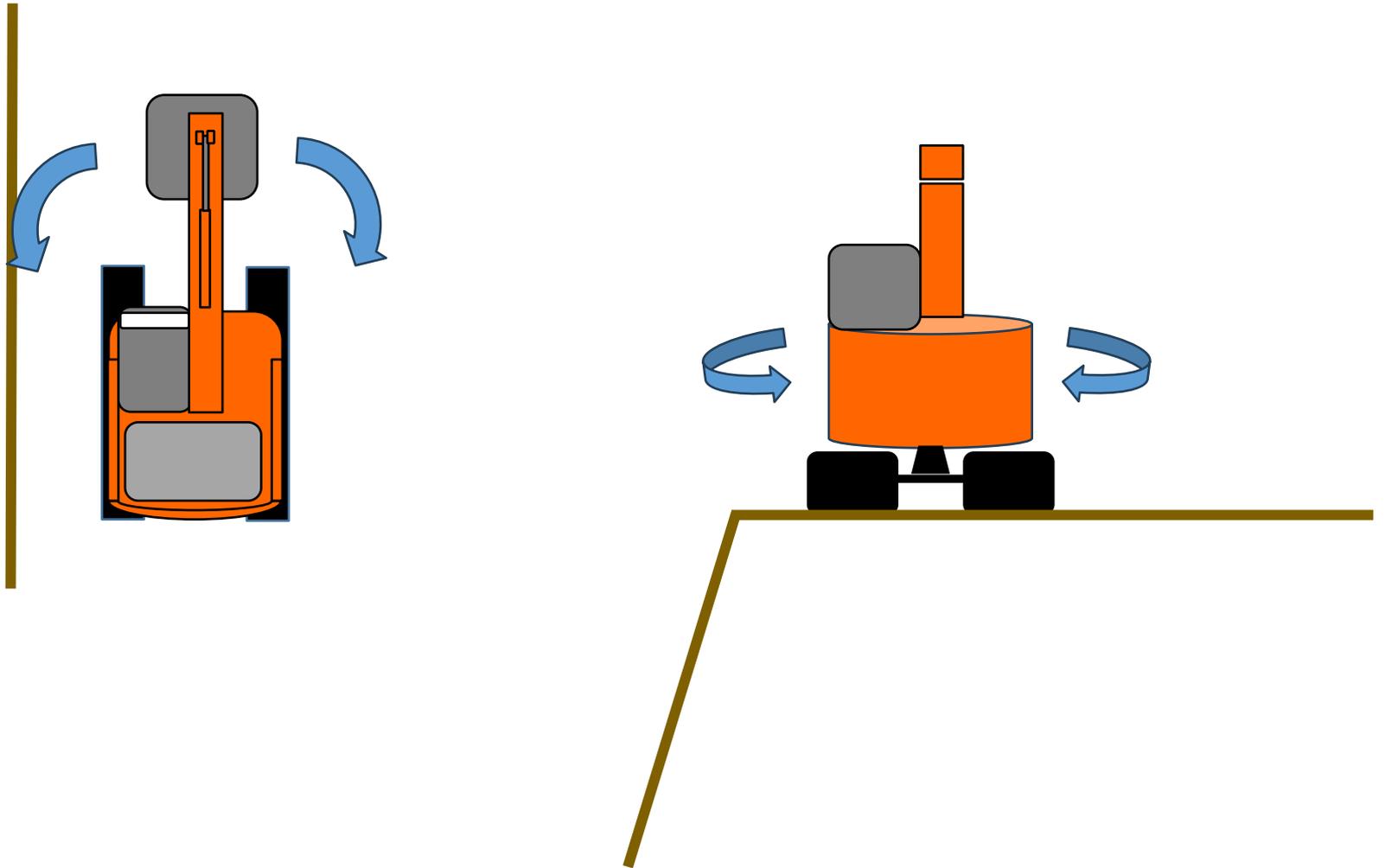


※5層目で作業中、妻側から墜落、3層目の床へ墜落した後、地上まで墜落。



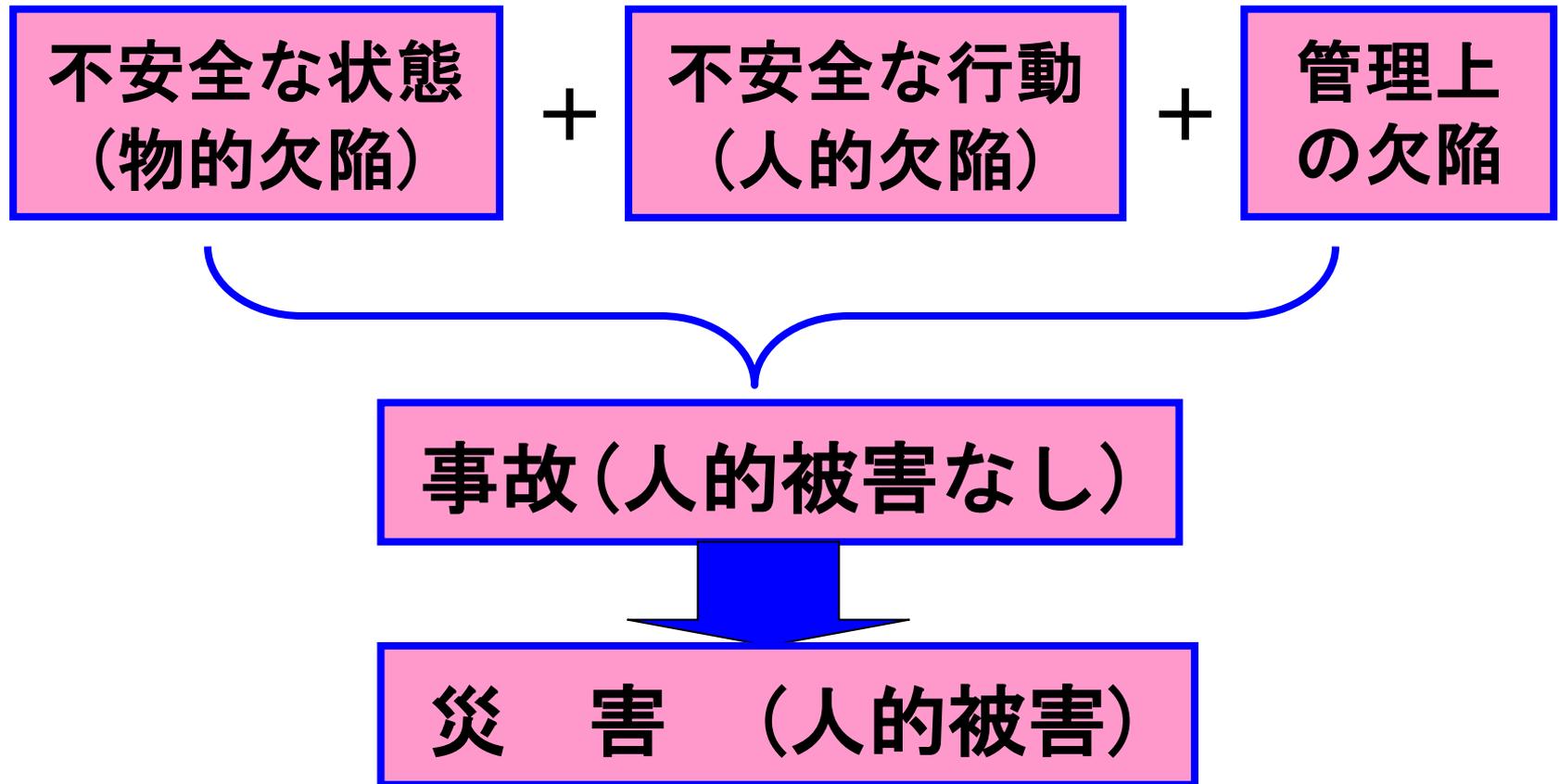
災害事例

ドラグ・ショベルで荷を吊り旋回したところ横転した。

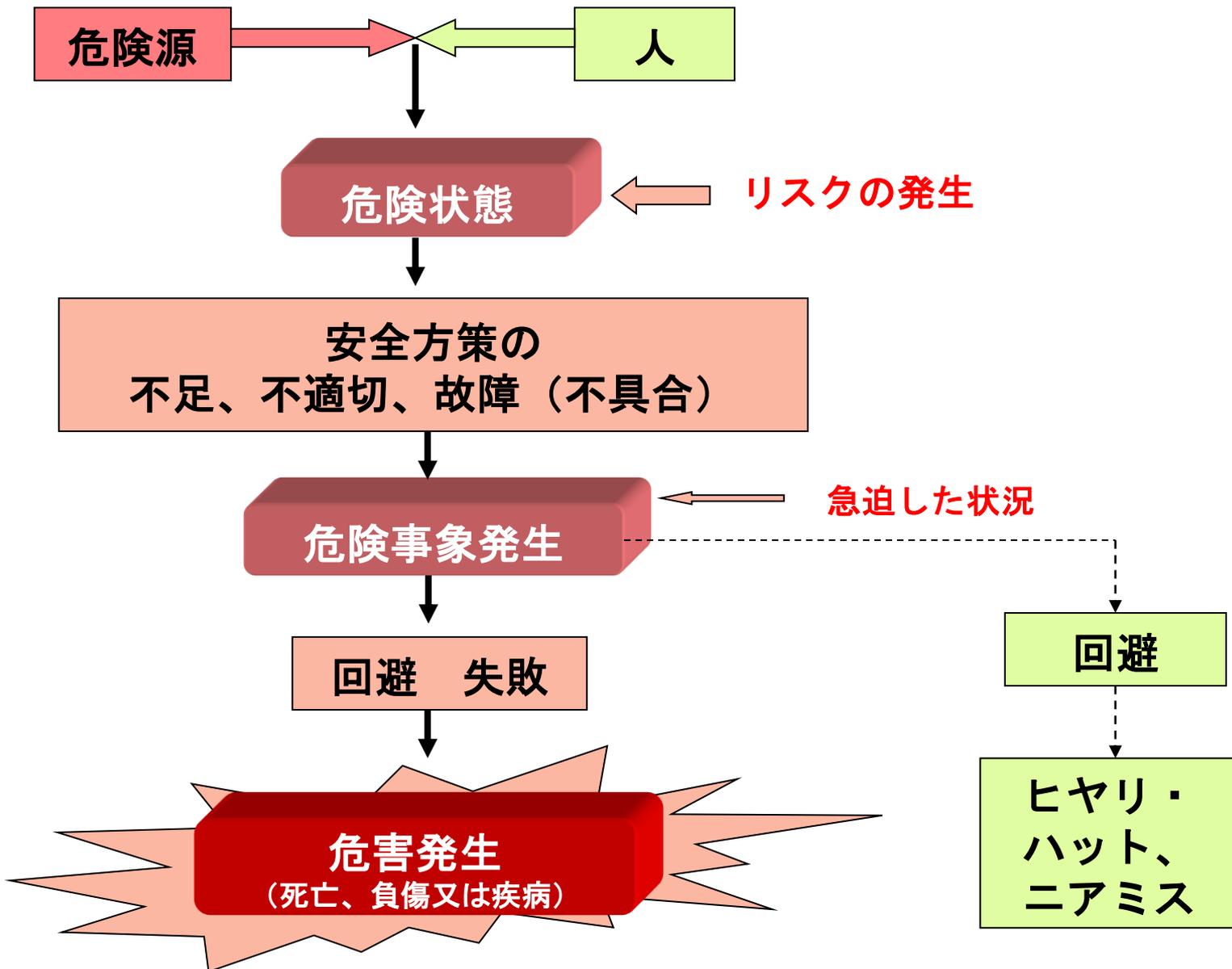


災害発生のメカニズム

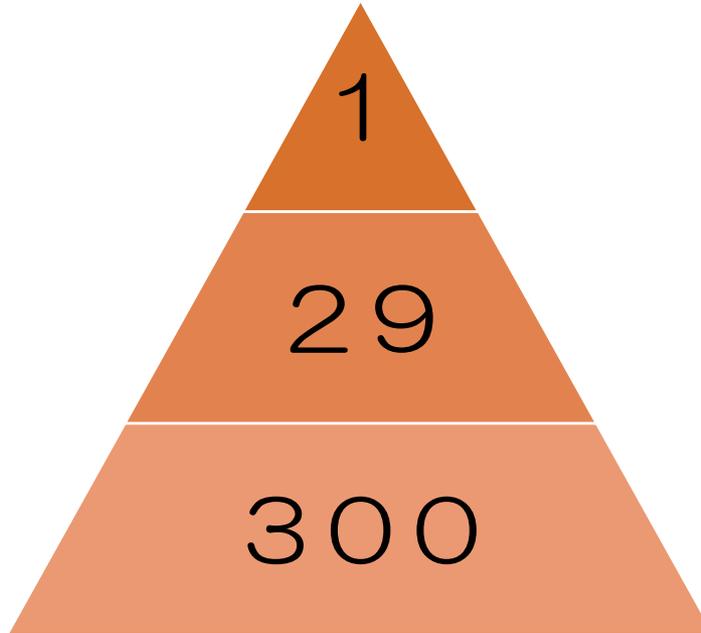
・災害発生のモデル



災害発生のメカニズム



ハインリッヒの法則



危険予知活動とは

作業を始める前に、その作業に「どんな危険が潜んでいるか」を話し合い（危険を共有）、
「これは危ないなあ」と危険のポイントを合意し、
対策を決め、目標を立て、**一人ひとりが作業の中で実践**する。さらに、作業の**要所要所で指差し呼称**を行って安全を確認する。

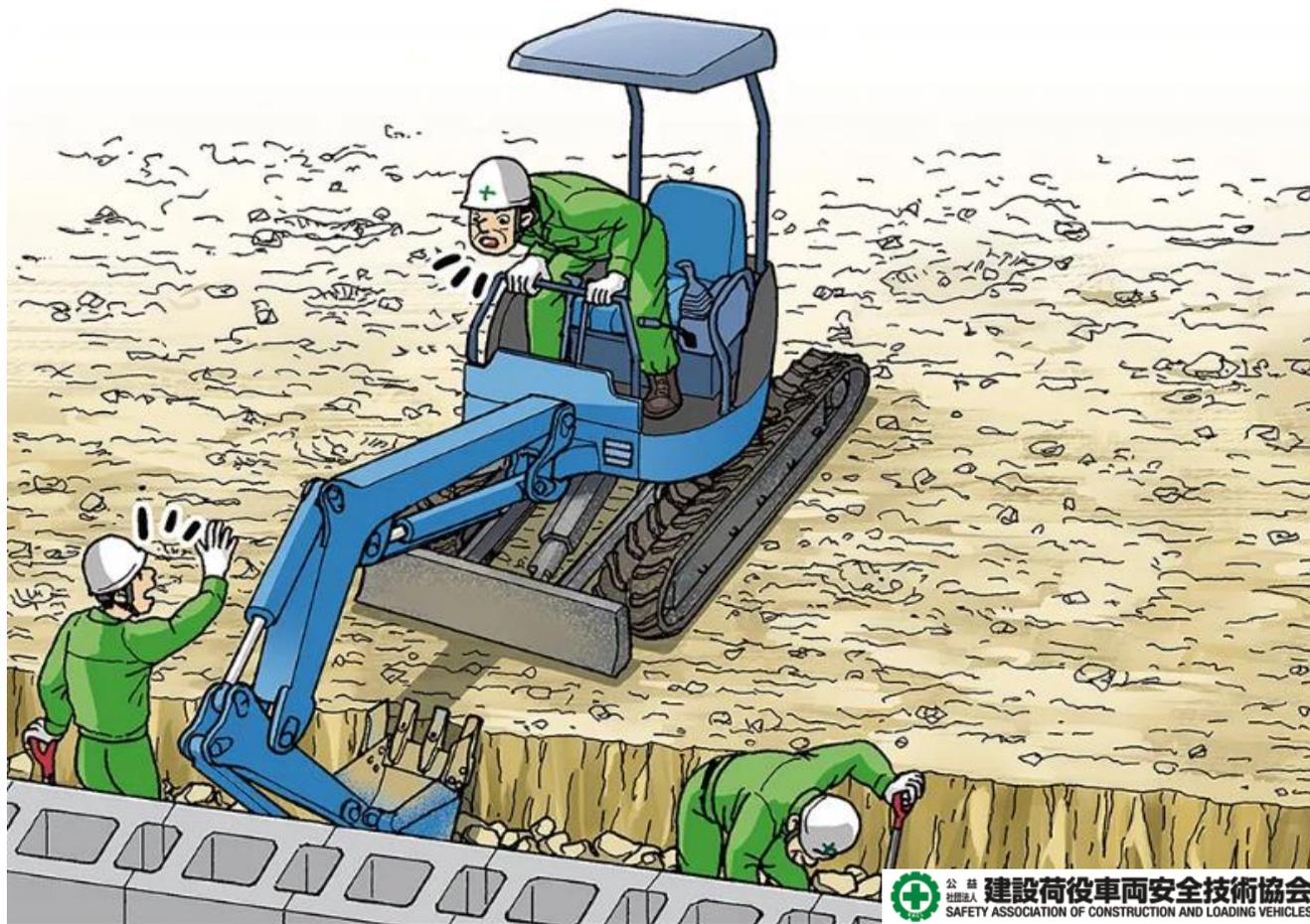
KY活動

敷鉄板の集積作業を行っています。どんな危険があるでしょうか？



KY活動

ブロックの裏込め作業を行っています。どんな危険があるでしょうか？



「どんな危険がひそんでいるか」



話し合い

業務の要所要所で



このプロセスがKY活動

「これは危ないなあ〜」



合意

一人ひとりが実践

目標を立てて…

対策を決める

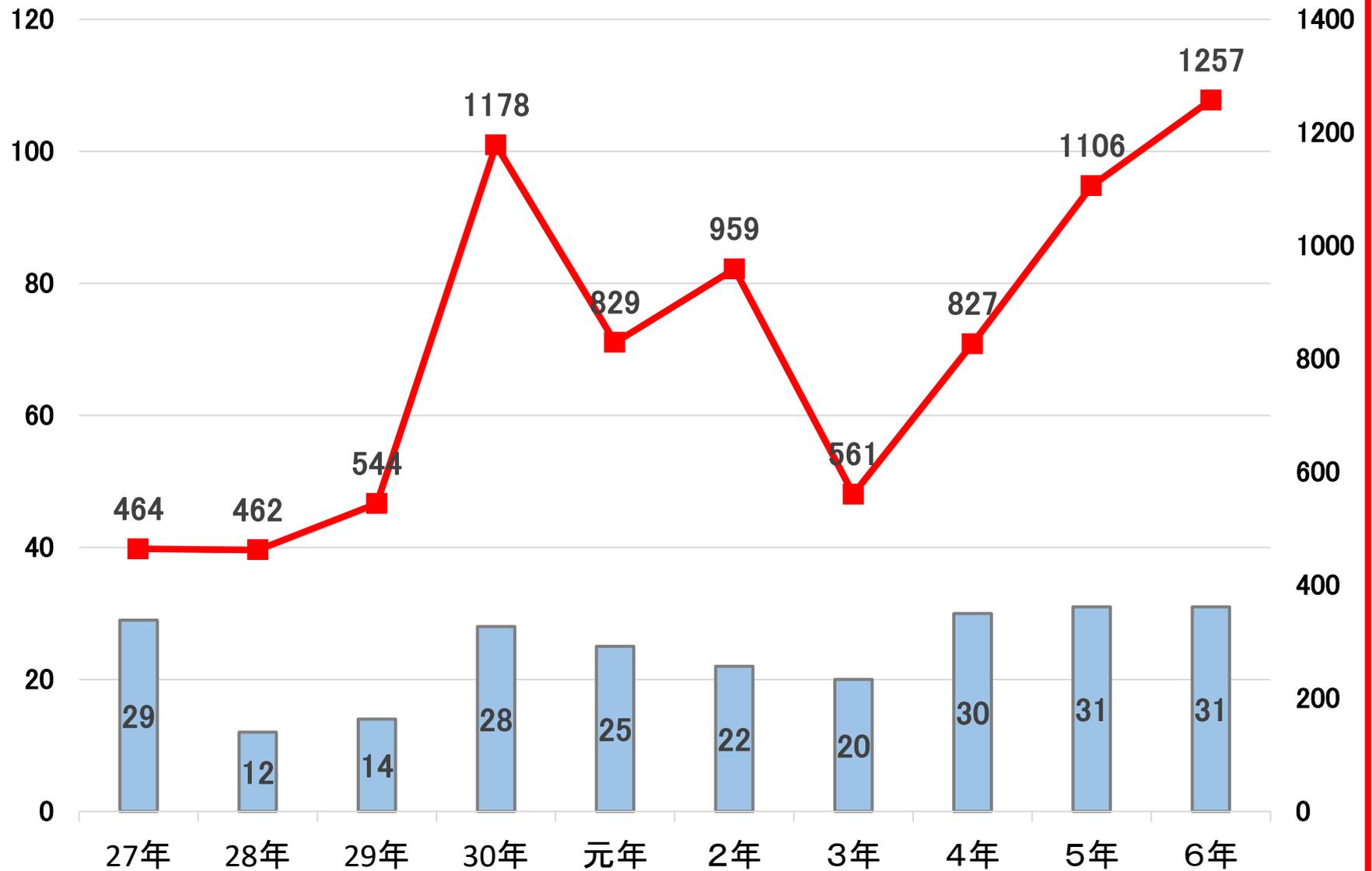
2 熱中症予防対策

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

実施期間：令和7年5月1日から9月30日まで
（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症による労働災害件数(全国)



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

～熱中症予防対策～

令和6年の全国の熱中症の発生状況を見ると、休業4日以上の死傷者1195人、うち死亡者30人。

死傷者数のうち全体の約4割が**建設業**と**製造業**。

重点事項

- 1 WBGT値を把握とその値に応じた熱中症予防対策を講じる
- 2 熱中症の恐れのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができる体制整備を行う
- 3 糖尿病、高血圧症など発症に影響を及ぼす恐れのある疾病を有するものに対して医師の意見を踏まえた配慮を行う

熱中症の症状と分類

I 度	めまい・失神、筋肉痛・硬直、大量の発汗
II 度	頭痛・不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 集中力・判断力の低下
III 度	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

～熱中症予防対策～

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



暑熱指数
熱中症予防情報
サイト

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新入職者や休み明け労働者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の
皮膚疾患 ⑦感胃 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「[ディ]」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を止め、全身を濡らして涼風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

実施事項

- ・暑さ指数の把握と低減措置(設備対策)
- ・休憩場所の整備
- ・作業時間の短縮
- ・プレクーリング
- ・水分・塩分の摂取
- ・暑熱順化
- ・健康診断結果に基づく対応
- ・日常の健康管理
- ・作業中の労働者の健康状態の確認
- ・異常時の対応

熱中症予防対策（災害分析）

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

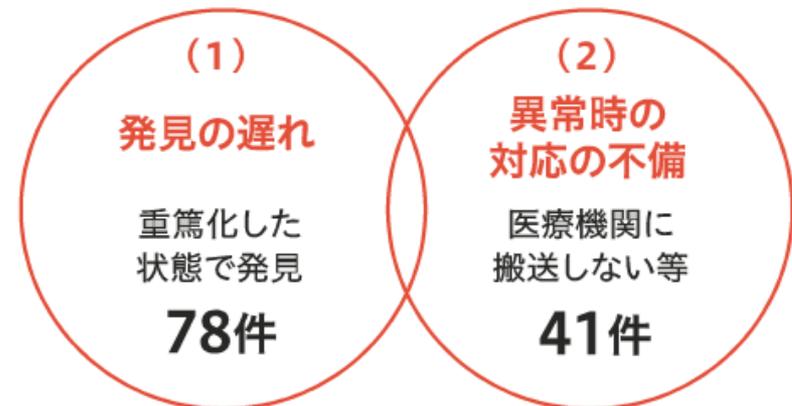
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症予防対策の強化

～労働安全衛生規則の改正～

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における
熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者にも義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、扇風機や/ファン機の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

対象は「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

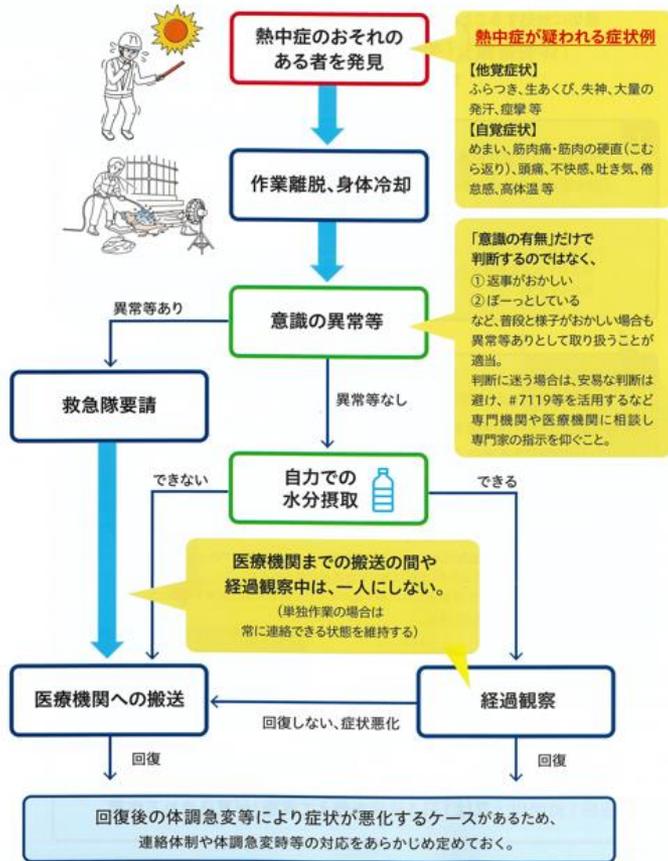
- ①「熱中症の自覚のある作業員」や「熱中症の恐れがある作業員を見つけた者」が報告するための体制整備
- ②熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速に判断できるよう
 - ・緊急連絡網、緊急搬送先
 - ・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等重篤化を防止するために必要な手順の作成
- ③上記①、②についての関係者への周知

職場における熱中症予防対策の強化

～労働安全衛生規則の改正～

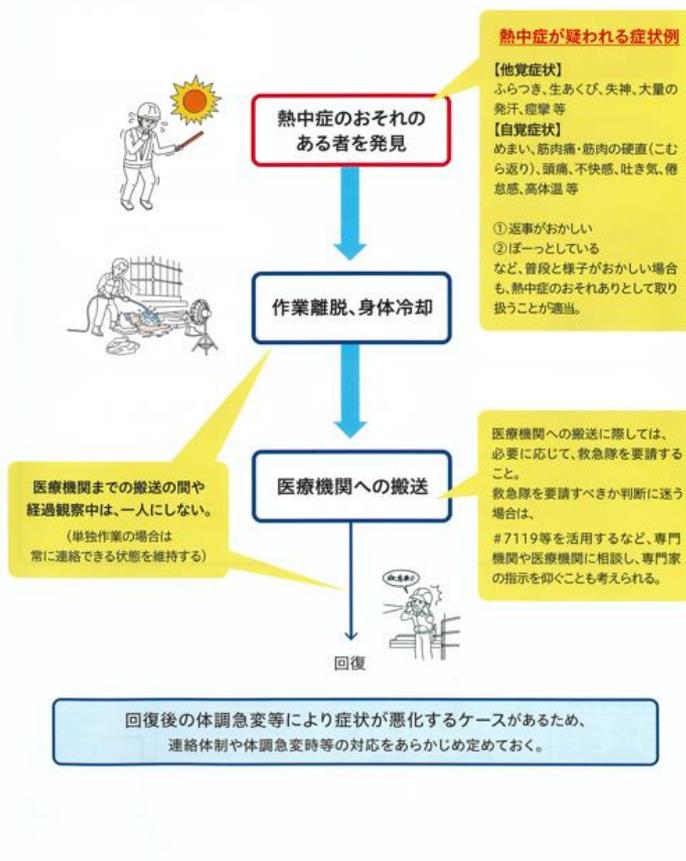
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



3 お知らせ

「アクションZERO」

～長崎ゼロ災6か月運動～



アクションZERO

ながさきゼロ災運動 第11弾!

アクションZERO 長崎ゼロ災運動は今回で11年目となりました。
この運動に参加し、取り組みを実施した事業場からは「安全衛生意識の向上」、「安全衛生活動の活性化」等の効果が得られ、労働災害の防止に繋がった、という声が集まっています。マンネリ化した安全衛生活動を変えるきっかけに、ぜひ運動にご参加ください。

参加資格

長崎県内に所在する事業場（事務所、工場、支店、営業所等）であって、アクションZERO ゼロ災運動の趣旨に賛同し、安全衛生活動に取り組む事業場。

なお、建設現場単位で参加する場合は、運動期間（7月1日～12月31日）中に工事を1か月以上施工している建設現場（元請け）に限ります。

運動期間

令和7年7月1日～令和7年12月31日（建設現場単位は、工事を施工する期間）

目標

運動期間内において ① 労働災害ゼロ ② 業種ごとの選択目標

申込み期間

令和7年10月31日まで

結果報告

令和8年1月1日～令和8年1月20日まで

参加するメリット

- 参加事業場名を長崎労働局ホームページに掲載できます。
- 災害目標及び独自目標を達成した事業場名を長崎労働局ホームページに掲載できます。
- 災害目標及び独自目標を達成した参加事業場には、「無災害達成証」を交付します。

参加イメージ



(事業場用 QRコード)



(建設現場用 QRコード)



(ブラウザ上)

長崎労働局 アクションゼロ 検索



「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」は今年で第11回目を迎えます。

●運動期間：7月1日～12月31日

●目標の設定

① 全体目標 ⇒ 「休業災害ゼロ」
+（加えて）

② 業種ごとに選択目標（1つ以上）

●申込期間：10月31日まで

7月1日以降でも随時参加（10/31まで）頂けます。7月1日以降に参加申込をされた場合でも、運動期間は7/1～12/31の6か月の無災害を目標として下さい。

なお、建設現場の場合には、工事期間が6か月（7/1～12/31）に満たない場合でも、運動期間中に1か月以上の工期がある元請工事に参加頂けます。

石綿障害予防規則の改正

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には

資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

現在、**建築物**の解体、改修において、事前調査を行う者は、

「建築物石綿含有建材調査者」講習を修了する必要があります。

令和8年1月1日以降着工の工事より
一部の工作物の事前調査において、

「工作物石綿事前調査者」講習を修了することが必要となります。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.khiwata.mhlw.go.jp/course/>

高度安全機械等導入支援補助金

車両系建設機械等に取り付ける高度な安全性能を有する特定の安全装置を取り付ける中小事業者に対する補助金

補助対象機械と安全装置

①積載型トラッククレーン

つり上げ荷重3 t未満のもので**過負荷防止装置**（警告を発生し停止機能を有するもの）を取り付けるもの

②油圧ショベル、ホイールローダー、**締固め用機械**（令和7年度より追加）

近接センサー（動作の停止・減速を伴う）

監視モニター（複数カメラを有する）

金額

安全装置1機あたり金額の1/2を補助
（上限金額あり）

令和7年度

高度安全機械等導入支援補助金

Web登録期間 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中でも公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
- (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要



- (1) 補助金支出基準
構造規格を上回る追加安全措置基準
（過負荷時に警告を発生し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、（一社）日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの）
- (2) 補助金交付額
補助対象経費（見積額）の1/2
ただし、1台当たりの上限：1,000,000円



- (1) 補助金支出基準
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
① 動作の停止・減速を伴うもの（「近接センサー」）
または
② 複数カメラを有するもの（「監視モニター」）
- (2) 補助金交付額
補助対象経費（見積額）の1/2
ただし、1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」500,000円

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/> 補助金 建災防



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室
電話：03-6275-1085（9:00～16:30※土日祝日を除く）

建設機械等の安全装置



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

ご清聴ありがとうございました。
ご安全に！